

平成26年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書等

評価基準

- (1)各申請につき、総合的に勘案すべき事項に配慮しながら、専門的・学術的観点からの評価及び行政的観点からの評価を行う。
- (2)評価は、5段階の評価段階を設定し、評点を付けることにより行う。
- (3)評価事項として、以下の事項の評価を行う。
 - ①血液製剤適正使用推進体制
代表者及び参加医療施設、都道府県担当者、日赤血液センター等の委員会の枠組み、運営の効率性
 - ②血液製剤使用事業計画
今年度予定されている適正使用研究計画の有効性と実現性、研究成果の活用可能性、近隣都道府県・ブロックへの取組の啓発
 - ③血液製剤適正使用推進体制・血液製剤使用事業の発展性
現状の事業体制についての問題点の現状分析と策定された改善案の妥当性、改善の数値目標の設定、設定された数値目標における改善の大きさ、その実現可能性等
※問題点の分析や改善案の策定にあたっては、血液対策課長通知「血液製剤の適正使用推進に係る先進事例等調査結果及び具体的強化方策の揭示について」(薬食血発第0606001 平成17年6月6日)等を参考
- (4)評価は、申請された書類等を評価委員に送付したうえで、別添の評価票に沿って評点を付けることにより行うこととする。
- (5)評価委員の評価に対する責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価指標及び評価者名を公表する。この場合、新たな利害関係を生じさせないように、個々の申請に対する評価が特定されないよう配慮するものとする。
- (6)血液対策課は、評価結果を個々の申請者に通知する。なお、原則として評価の内容等を申請者に通知するものとする。